

平成27年度
港区文化芸術活動サポート事業
助成団体募集要項

＜申請期間＞

平成27年2月1日(日)～2月28日(土)【消印有効】

(※申請書類の提出方法は、郵送のみです。)

《提出・問い合わせ先》

港区産業・地域振興支援部地域振興課文化芸術振興係
「港区文化芸術活動サポート事業」担当
〒105-8511 港区芝公園1-5-25
電話 03(3578)2343 (直通)

表 紙 裏 面

1 はじめに

「港区文化芸術活動サポート事業」とは、区内で行われる文化芸術活動を支援するため、港区文化芸術振興基金を活用し、文化芸術の創造に資する事業の実施に係る経費の一部に対し助成金を交付するとともに、専門家によるアドバイスにより助成するものです。

助成を希望する団体は、本募集要項をよく確認の上、申請してください。

なお、助成事業の募集は、平成 27 年度の予算成立を前提として実施するものであり、予算の成立状況によって、募集内容等が変更になる場合があります。

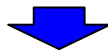
<募集・申請手続きの流れ>

●事業区分を 1 区分選択します。

①地域文化創造・発信事業

②文化芸術参加・体験事業

③国際文化交流事業

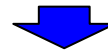


●助成金上限額区分を 1 区分選択します。

助成金上限額 200 万円区分

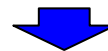
助成金上限額 100 万円区分

助成金上限額 30 万円区分



●助成金上限額区分に応じた助成のスケジュールは次のとおりです。

2 月 1 日（日）～2 月 28 日（土） 助成団体の公募



助成金上限額 200 万円区分または
助成金上限額 100 万円区分の場合

4 月中旬～5 月中旬
審査会による審査

5 月下旬
助成決定・不承認決定通知

7 月 1 日～翌 2 月 29 日
助成団体による事業実施

(専門家による事前アドバイス、訪問・
ヒアリング・事後アドバイス、事業評価実施)

※事業に着手した段階で、「港区文化芸術活動サポート事業助成事業着手届（第 5 号様式）」を提出
※事業終了後、「港区文化芸術活動サポート事業助成実績報告書（第 8 号様式）」を平成 28 年 3 月 18 日（金）までに提出。

事業の着手確認後と事業終了実績報告後に助成金の支払い（2 回払い）

助成金上限額 30 万円区分の場合

3 月上旬～下旬
募集要項上の申請要件適合確認・公開抽選
・抽選結果（当選・落選）の通知

4 月上旬
助成決定通知（抽選で当選した事業）

4 月 1 日～翌 2 月 29 日
助成団体による事業実施

(専門家による事前アドバイス、訪問・
ヒアリング・事後アドバイス、事業評価実施)

※事業終了後、「港区文化芸術活動サポート事業助成実績報告書（第 8 号様式）」を平成 28 年 3 月 18 日（金）までに提出。

事業終了実績報告後
助成金の支払い（1 回払い）

2 助成対象者

区内に事務所等の活動拠点を置き、区内で活動している非営利団体

ただし、次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主な目的とするもの
- (2) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの
- (3) 定款、規約等を有しないもの
- (4) 国、地方公共団体及び独立行政法人並びにそれらの外郭団体であるもの

- ・ 事業の実施には、公益性の高い事業を実施する責任能力と組織的な執行体制が必要であることから、個人は助成の対象となりません。
- ・ 法人格を有さない任意団体も申請できます。
- ・ 学生の方も本助成事業に参加できますが、団体の代表者（事業の申請者）は成人（20歳以上）である必要があります。
- ・ 事務所等の活動拠点を区外に移転した場合は、すみやかに区に報告してください。基準日（助成対象年度の4月1日）現在、港区内に事務所等の活動拠点がいない場合は、助成の対象となりません。

3 助成対象事業

助成対象事業の要件

音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等、文化芸術の創造に資する事業のうち、次の要件をすべて満たすものが対象となります。

- (1) 港区内で実施されること
- (2) 助成金上限額区分に応じた下記の期間内に、対象となる活動（創作、練習、リハーサル、公演等）が実施され、港区在住、在勤、在学及び滞在者（以下、「区民」という。）が参加できること。
 - ①助成金上限額 200万円区分及び助成金上限額 100万円区分
平成27年7月1日から平成28年2月29日まで
 - ②助成金上限額 30万円区分
平成27年4月1日から平成28年2月29日まで
- (3) 申請する団体が自ら主催（企画、実施、経理）する活動であること。
- (4) 区民に計画的に周知され、区民無料（または優先）枠の設定や公募などにより鑑賞、参加等の機会が広く区民に提供されること。
- (5) 宗教活動及び政治活動を目的としていないこと。
- (6) 営利、物品販売及びチャリティーを目的としていないこと。

(3)について

- ・ 原則として、イベント会社に委託する事業は対象となりません。
- ・ 区の共催事業については区が実施主体となるため、対象となりません（区の後援事業は可）。

(4)について

- ・ 本募集要項 13 ページ「9 助成金交付の条件－(6)区民への広報」を参照してください。

(6)について

- ・ 助成事業に関係する有料パンレット等を販売し、事業の収支を補填することは可能です。
- ・ 事業を実施する日かつ事業を実施する会場内では、原則フリーマーケット、模擬店、バザー、事業協力者へのブース貸し等の活動はできません。（事業の主催者以外のものによる、営利、非営利を問わない活動を全て含む）

- ・ 申請者名が異なる場合であっても、同一年度内に、同一の日かつ同一の会場を使用して行われる複数の事業の申請があった場合は、原則として同一の事業とみなします。
- ・ 実行委員会の形式で申請する場合は、実行委員会を構成する団体が、別途同一年度内に単独の団体として申請することはできません。
- ・ 年度内に複数の公演や、複数の実施手法（展覧会と舞台公演など）を組み合わせる活動を行う活動を1つの事業として申請する際は、計画性や効果性を検討のうえ、申請してください。1つの活動が中止になり、事業目的の達成を期待できない場合、事業全体の助成決定を取り消す場合があります。

事業区分

次の事業区分①から③までのうち、1区分を選択してください。

事業区分① 地域文化創造・発信事業
<ul style="list-style-type: none">・ 区民による地域に根ざした文化芸術活動で、地域からの文化芸術の創造・発信に資する優れた事業・ 地域の文化資源を活用した事業で、地域からの文化芸術の創造・発信に資する優れた事業
【事業の例】 <ul style="list-style-type: none">・ 地域を象徴する歴史的・文化的資源をテーマに、多くの区民が地域の豊かな文化資源を再発見できる事業・ 区内で活動する新進芸術家（アーティスト、デザイナー、クリエイターなど）を起用し、国内外または地域での文化芸術活動をリードする担い手の育成につながる事業・ 港区の文化的な魅力を国内外に強力に発信するとともに、多くの区民が参加できる事業
事業区分② 文化芸術参加・体験事業
良質な文化芸術活動に参加し、これを体験する機会を広く区民に提供し、 <u>参加（※）</u> 、 <u>体験を通じて区民の創造性や感性を養うことのできる事業</u> （※）「参加」には鑑賞のみの参加は含まない。
【事業の例】 <ul style="list-style-type: none">・ 区内の子どもたちがプロのアーティストと一緒に作品を創造し、地域ぐるみで将来の文化芸術の担い手を育むことができる事業・ 幅広い世代の区民が文化芸術活動を通じた交流により、心豊かなひとときを過ごすことができる事業
事業区分③ 国際文化交流事業
国際色豊かな港区の地域特性を生かし、国際文化交流の推進に寄与する事業
【事業の例】 <ul style="list-style-type: none">・ 外国の優れた舞台芸術や美術工芸品などを区民に紹介する事業・ 外国人が区民とともに日本の文化に対する理解を深めることができる事業・ 海外アーティストと区民との交流を推進する事業

- ・ 申請できるのは、1団体につき、1区分かつ1事業までです。また、複数の事業区分にまたがって申請することはできません。

4 助成金上限額区分、助成金の額、助成事業数及び助成回数

(1) 助成金上限額区分、助成金の額及び助成事業数

次の助成金上限額区分のうち、1区分を選択してください。

区の予算の範囲内かつ区が助成決定した額の範囲内で、「助成対象経費の5分の4に相当する額」、「助成金上限額」、「助成対象経費から総収入を差し引いた金額」のうち、いずれか少ない額を上限に助成します。

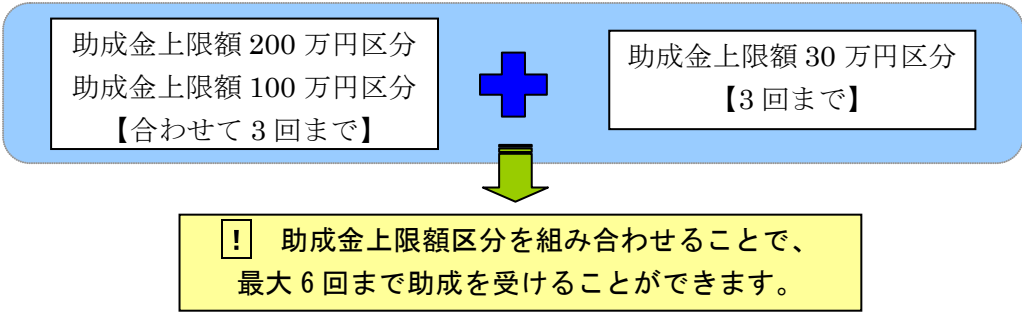
助成金の額の計算方法については、本募集要項 7 ページ「助成金申請額の算定フロー」を参照してください。

助成金上限額区分	助成事業数（予定）
助成金上限額 200 万円区分	6 件
助成金上限額 100 万円区分	5 件
助成金上限額 30 万円区分	10 件

- ・ 複数の助成金上限額区分にまたがって申請することはできません。
- ・ 申請後の助成金上限額区分の変更はできません。

(2) 助成回数

助成回数は、同一の事業につき、3回を限度とします。ただし、翌年度以降の継続助成を約束するものではありません。



- ・ 「助成金上限額 30 万円区分」については、旧制度（港区文化芸術活動助成事業の助成金上限額 200 万円区分）及び現行制度の助成金上限額 200 万円区分・100 万円区分において、区から同一の事業で 3 回の助成を受けていても、助成機会の拡充と、継続性の支援を目的とし、3 回まで申請することができます。

5 助成対象経費

助成対象事業の実施に要する経費において、原則として平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 18 日までに支払いが発生した次の経費が助成対象経費となります。

区分	項目	内 訳
助成対象経費	作品借料	作品借料（保険料含む）
	出演・音楽・文芸費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優出演料、作曲・編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、調律料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、演出料、演出助手料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台助手料、舞台美術・衣装等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、訳詞料、著作権使用料、その他
	会場・舞台・設営費	会場設営・撤去費、作品運搬費、大・小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、道具運搬費、楽器運搬費、舞台美術費、会場使用料（付帯設備等を含む）、催事保険料、その他
	謝金・旅費・通信費・宣伝費・印刷費・記録費	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理・監視員謝金、託児謝金、交通費、宿泊費、案内状送付料、広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、立看板費、プログラム・パンフレット印刷費、図録印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費、録画費、録音費、写真費、その他
	練習費	指導者謝礼（ただし開催に向けた練習における指導料で、3 回分まで）、稽古場借料（ゲネプロを含む。ただし 3 回分まで） ※別表第 1（第 3 条関係）②文化芸術参加・体験事業については指導者謝礼・稽古場借料ともに 3 回を超えて認めることができる。

【助成対象とならない経費の例】

入場券販売手数料、交通費のうちファーストクラス料金・グリーン料金、備品・事務用品購入費、振込手数料、打ち合わせ費、接待費、交際費、レセプション費、手土産代、弁当類等の飲食費等の経費、記念品代（金券・貴金属類）、その他

【申請事業収支予算書に記載できない経費の例】

当該事業の実施とは関係のない経費、事務所維持費、人件費など経常的に係る経費

- ・ 当該事業実施のために、予約金として前年度中に支払った会場使用料については、助成対象経費となります。
- ・ 年間広報、会員募集などの団体の宣伝が掲載されているもの、本助成による活動以外の事業の宣伝広告が掲載されているものについては、助成対象経費とはなりません（協賛者からの広告掲載は可）。

《助成金交付申請額の算定フロー》 太枠に数値を記入してください。

① 助成対象経費	
----------	--

⇒様式 1-3 申請事業収支予算書(A)欄に記入



② 総収入額	
--------	--

⇒様式 1-3 申請事業収支予算書(D)欄に記入



③	ア. 助成対象経費(A) × 4/5	
	イ. 助成金上限額	
	ウ. 助成対象経費(A) - 総収入(D)	



④ 助成金交付申請額 ③のア、イ、ウのうち最も少ない額※	
------------------------------	--

⇒様式 1-3 申請事業収支予算書欄(E)欄に記入

※千円未満の端数は切り捨て

- ・ 事業実施に当たり、本助成事業以外に、区または他の団体からの助成金がある場合、申請事業収支予算書（様式 1-3）の収入に記載してください。

6 助成の決定

(1) 助成の決定方法

助成金上限額区分に応じて、次のとおり助成事業を決定します。

助成金上限額区分	助成の決定方法
助成金上限額 200 万円区分	本募集要項に記載する申請の要件について、要件適合の有無を審査確認した後、学識経験者、有識者等を含む港区文化芸術活動サポート事業審査会で審査します。審査結果により、評価の高い上位の事業を採択します。 ※審査によっては、助成金交付決定額が助成金交付申請額よりも減額になる場合があります。
助成金上限額 100 万円区分	
助成金上限額 30 万円区分	本募集要項に記載する申請の要件について、要件適合の有無を審査確認した後、公開抽選により採択します。

(2) 審査の項目及び審査の視点

港区文化芸術活動サポート事業審査会では、次の審査の項目及び審査の視点に基づき、審査を行います。

審査の項目	審査の視点
遂行能力・実現性	活動ビジョン、計画の具体性、実施手法の効果性、団体の組織体制、団体の実績、団体育成への期待度
事業の内容	事業区分との合致度、地域特性の反映度、継続性・発展性、先駆性・独創性
事業の収支計画	経費の妥当性
区民への還元	区民への還元度

(3) 助成の決定

①助成金上限額 200 万円区分及び助成金上限額 100 万円区分の場合

申請のあった団体あてに平成 27 年 5 月下旬頃、助成決定（不承認決定）通知書を送付します。

②助成金上限額 30 万円区分の場合

申請のあった団体あてに平成 27 年 3 月上旬頃、要件適合（不適合）通知書を送付します。

要件適合審査を通過した団体を対象に、平成 27 年 3 月 19 日（木）に公開抽選を行います（抽選は来場された方の立会いのもとで行いますが、当日の会場への来場の有無が抽選に影響することはありません）。抽選後、当選（落選）の結果を各団体に通知します（この時点では区の予算成立前のため正式な助成の決定ではありません）。

平成 27 年 4 月上旬頃、当選した団体あてに、助成決定通知書を送付します。

※上記スケジュールは現時点での予定です。

7 専門家による事前アドバイス、訪問・ヒアリング・事後アドバイス、 事業評価の実施

助成決定した団体に対し、専門家が事業実施前にアドバイスを行うとともに、訪問・ヒアリング・事業実施後のアドバイスを行い、団体の事業運営を支援します。
また、実施事業に対する事業評価を行います。

(1) 事前アドバイスの実施（事業実施前）

助成決定後、各団体に対し、専門家によるアドバイスを行います。事業内容や、事業実施に当たっての目的・目標・課題などを団体へのヒアリングによって検証し、これに基づいて事業の効果的な実施に向けた助言を行います。

(2) 訪問・ヒアリング・事後アドバイスの実施（事業実施中及び事業実施後）

助成決定事業について、専門家が事業会場等を訪問するとともに、事業実施後にヒアリングと事後アドバイスを行います。事業の実施結果を検証し、新たな課題の洗い出し、改善策などについて助言することにより、団体のスキルアップや活動の継続性確保につなげます。

(3) 事業評価の実施

上記（1）、（2）を踏まえ、事業について事業評価を実施し、同一の事業で翌年度以降に申請があった場合の審査の参考資料とします。

8 助成金の支払い

助成決定した団体に対して、助成金を交付します。区から助成決定通知を受け、実際に事業に着手した団体は、速やかに所定の様式に関係書類を添えて、手続きを行ってください。※手続きは助成金上限額区分によって異なります。

助成金の交付に当たって、区は必要に応じて、助成金の使途に関する調査、資料等の提出を求めることがあります。

(1) 事業着手確認後

●助成金上限額 200 万円区分及び助成金上限額 100 万円区分

助成決定を受けた団体は、港区文化芸術活動サポート事業助成事業着手届(第 5 号様式)、最新の事業企画書(様式自由)及び事業着手を確認できる資料(会場の予約票、出演者との契約書など)を提出してください。事業着手を区が確認できた時点で、港区文化芸術活動サポート事業助成決定通知書(第 2 号様式)により通知した額の 2 分の 1 の額を交付します。事業着手の報告とあわせて、港区文化芸術活動サポート事業助成金交付請求書(第 4 号様式)及び支払金口座振替依頼書を提出し、助成金の請求手続きを行ってください。

●助成金上限額 30 万円区分

助成金上限額 30 万円区分については、事業終了後の 1 回払いとなりますので、事業着手時点では、港区文化芸術活動サポート事業助成事業着手届(第 5 号様式)、港区文化芸術活動サポート事業助成金交付請求書(第 4 号様式)及び支払金口座振替依頼書の提出は必要ありません。事業終了後、下記(2)のとおり手続きを行ってください。

(2) 事業終了後

事業終了後、助成金額を確定し、助成金を交付します。助成金上限額 200 万円区分及び助成金上限額 100 万円区分については、交付済金額との差額を交付します。事業が終了したら速やかに港区文化芸術活動サポート事業助成実績報告書(第 8 号様式)を提出してください。最終提出期限は、平成 28 年 3 月 18 日(金)までとなります。

港区文化芸術活動サポート事業助成実績報告書(第 8 号様式)には支払いの内容を証明する書類(※)、事業内容がわかる資料(写真、ポスター、チラシ、パンフレット、アンケート結果等)を添付してください。

実績報告により交付すべき助成金の額を確定します。

助成金交付確定額が当初に交付した額に満たなかった場合は、その差額を返還していただきます。

また、実績額が助成金交付決定額を上回っていても、交付額は港区文化芸術活動サポート事業助成決定通知書(第 2 号様式)により通知した額を上限とします。

※ 支払いの内容を証明する書類について

助成対象経費として申請する経費については、すべて領収書の写しが必要です。

領収書は、事業を適正に執行したことを証明する大切な書類です。不備のあるもの、加筆のあるもの、欠損、汚れなどで支払いの確認ができないものについては助成対象経費となりません。

次のすべてが記載された領収書の写しをもって助成対象経費の支払いを確認します。

確認事項	詳細内容
領収日	原則として平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 18 日までのもの
宛名	<u>助成申請団体名または代表者名が記載されたもののみが対象</u> となります。宛名のないもの、申請者名以外の宛名が記載されたもの、「上様」は不可です。正式な団体名を記載してください。
金額	日本円以外の場合は、日本円に換算した金額とレートわかる書類を添えてください。
品名	事業の開催に要した経費であることがわかるよう、明確に記載してください。 <u>お品代及び具体的な品名の記載のないものは不可</u> です。
発行元 発行者の住所 記名 領収印またはサイン	<u>領収印またはサインのないものは不可</u> です。

なお、領収書の写しの提出が困難な理由があるときは、次のもので助成対象経費の支払いの確認を行います。

① レシートの写し	発行日、金額、発行者の所在地・名称のわかるもの。
② 振込明細書	請求書などと合わせて 2 点確認とします。

9 助成条件

助成決定を受けた団体は、次のことを守って助成事業を実施してください。

(1) 事業実施会場の確保

会場の使用条件など会場提供者と十分確認のうえ、事業の申請者が事業の主催者として責任を持って、会場の確保を行ってください。

当初予定していた会場と機能・規模等が大幅に異なる会場への変更など、十分な効果性が確認できない変更については、助成金の交付額を減額する場合があります。

(2) 後援名義の取得

助成決定は、「区」の後援名義の取得を約束するものではありません。後援名義の取得については、別途所定の手続きを行ってください（所管課：総務部総務課）。

(3) 「平成 27 年度港区文化芸術活動サポート事業助成」の表示

チラシ、ポスター、プログラム、チケット、インターネット等で事業告知の際は、「平成 27 年度港区文化芸術活動サポート事業助成」と表示してください。英語で表示する場合は「Granted by FY2015 Minato Support Program for Art and Cultural Activities」と表示してください。表示のない広報に要した経費については、助成対象経費となりません。

また、広報を開始する前に、必ず区の担当者による確認を受けてください。区の確認なく印刷・公開したものについては、助成対象経費とならない場合があります。助成決定を受ける前に、やむを得ず印刷物を作成する場合は、別途相談してください。

- ・ 広報物には、主催者名と事業の申込先、問い合わせ先を必ず明記してください。また、問い合わせ先については、電話とメールなど複数の連絡先を用意のうえ、区民からの問い合わせに対応してください。

(4) アンケートの実施及び報告

助成を決定した事業について、アンケートを実施し、その結果を集計のうえ報告してください(単純集計で結構です)。アンケートの書式は自由ですが、次の項目は必ず入れてください。

[アンケート項目]

ア 「今回の〇〇(事業名)の内容はいかがでしたか？」

1. 大変よかった 2. 良かった 3. 普通 4. 良くなかった 5. 悪かった

イ 「今回の〇〇(事業名)は何で知りましたか？」

1. チラシ・ポスター(施設名:)

2. 港区ホームページ 3. その他()

(5) 区民の来場者数の把握

区民への還元度の目安として、区民の来場者数、参加・体験者数を可能な限り把握するように努め、報告書に記載してください。区民の数の報告のない場合には、助成金を交付できない場合があります。

(6) 区民への広報

リピーターや団体の会員のみを対象としたもの、団体のホームページのみ、口コミのみの宣伝は不可です。

事業を広く区民に周知するため、区では、港区ホームページへ事業告知記事を掲載するほか、区内施設へ事業告知のポスター、チラシの配布等の広報協力を行います。

事業開始直前になってから広報を開始することのないよう、区の担当者と広報計画について連絡・調整を滞りなく行い、計画的に広報を実施してください。

区民への十分な事前周知期間(1ヶ月程度)が見込めない場合は、広報に要した経費については助成の対象とならない場合があります。

(7) 助成決定した事業の公表

助成決定した事業については、決定した団体の名称、事業名、事業の概要等を広報みなと及び港区ホームページで公表します。

10 事業内容の変更または中止について

事業内容及び予算額に大きな変更の生じることがないように、事前に十分内容を検討のうえ、申請してください。

万が一、助成決定後に、助成事業の内容に変更または中止がある場合は、変更または中止を決定した時点で速やかに区に連絡のうえ、港区文化芸術活動サポート事業助成事業変更・中止承認申請書（第6号様式）を提出し、区の承認を得てください。

区の承認のないまま、事業内容を変更して実施した場合、助成決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ・ 屋外で実施する事業を計画書として提出する場合は、雨天時などを想定した代替のプログラムを用意のうえ、計画書を提出してください。
- ・ 当初予定していたよりも区民の参加数が少なく事業内容の変更または事業の中止をしたい場合は、事前に区に相談してください。
- ・ 港区文化芸術活動サポート事業助成決定通知書（第2号様式）により通知した額が申請額より少なく、収支計画の見直しが必要となる場合は、港区文化芸術活動サポート事業 助成事業変更・中止承認申請書（第6号様式）を提出し、区の承認を得てください。なお、事業の実施が困難である場合は、港区文化芸術活動サポート事業 助成事業変更・中止承認申請書（第6号様式）を提出し、区の承認を得てください。

11 助成決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ①偽りその他不正な手段により、助成を受けたとき。
- ②助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- ③助成決定の内容又はこれに付した助成の条件に違反したとき。
- ④助成事業の内容の変更について区の承認を得られないとき。
- ⑤その他助成対象者の要件を満たさなくなったとき。
- ⑥港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるとき。

(2) 助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金を返還していただきます。

12 提出書類

申請の際は、以下の表に定める書類を提出してください。

提出方法（提出部数や綴じ方）は、提出書類及び助成金上限額区分によって異なりますので、ご注意ください。

提出書類	提出方法（提出部数や綴じ方）	
	助成金上限額 200 万円区分 助成金上限額 100 万円区分	助成金上限額区分 30 万円
(1) 港区文化芸術活動サポート事業助成申請書 （第1号様式）	【提出部数】 1 部 A4・片面・白の用紙に黒文字で提出。 <u>書類はホチキス止めしないでください。</u>	【提出部数】 1 部 A4・片面・白の用紙に黒文字で提出。 <u>書類はホチキス止めしないでください。</u>
(2) 申請者概要（様式 1-1）		
(3) 事業実施計画書（様式 1-2）		
(4) 申請事業収支予算書（様式 1-3）		
(5) 団体の定款、規約、役員名簿		
(6) 団体の文化芸術活動の実績及び申請事業に関する資料 ①最近の文化芸術活動の実績がわかる資料（チラシ、プログラム等） ②申請事業に関する資料（出演者の経歴、作品の説明等） ③【任意】事業内容を紹介した写真（※1）、CD、DVD（※2）等の音源、映像資料 （※1）写真については、A4 サイズの紙にコピーのうえ、紙の枚数は 10 枚以内としてください。USB メモリ、CD-ROM 等は受け付けることができません。 （※2）CD 及び DVD については、どちらか 1 種類のみとします。録音・録画時間が 10 分以内のものを提出してください。（記録媒体に申請団体名及び録音・録画年月日を明記してください。）	【提出部数】 10 部 ※港区文化芸術活動サポート事業審査会で必要となるため。 ※書類は簡潔にまとめてください。	【提出部数】 1 部 ※書類は簡潔にまとめてください。

- ・ 上記提出書類以外に、審査の参考のために提出を希望する資料がある場合は、事前にお問い合わせください。
- ・ 書類不備の場合、申請受理できません。記入の漏れや書類不備のないよう十分ご注意ください。
- ・ 提出書類については返却しませんので、必ず控えを取るようしてください。
- ・ 区では、必要に応じて関係資料の提出を求めたり、面談、電話等でヒアリングを実施したりする場合があります。
- ・ 申請は日本語のみ受け付けます。

13 申請期間及び提出方法

(1) 申請期間

申請期間は、平成 27 年 2 月 1 日（日）から 2 月 28 日（土）【消印有効】までです。
消印が、平成 27 年 3 月 1 日（日）以降のものや消印のないものについては、申請受理できませんので、十分ご注意ください。

(2) 申請書等の提出方法

申請書等については、郵送により提出してください。持参その他の提出方法では、申請受理できません。

また、誤配、遅配等により申請期間内に提出書類が到達しなかった場合も、申請受理できませんので、なるべく「簡易書留」、「レターパック」等をご利用ください。

14 提出及び問い合わせ先

提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25
港区産業・地域振興支援部 地域振興課 文化芸術振興係
「港区文化芸術活動サポート事業」担当

問い合わせ先

電話 03（3578）2343（直通）